

NEW

ネットSOI

Iga City Society of Commerce and Industry



● 消費税の確定申告はお早めに！！

| | 申告、納税期限 | 口座振替日（振替納税ご利用の方） |
|------------|---------|------------------|
| 消費税及び地方消費税 | 4月1日（月） | 4月24日（水） |

申告所得税の口座振替日は、4月22日（月）です。

※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

【 申告を間違えたときなどの手続 】

○ 税額を多く申告していたとき（更正の請求）

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書提出期限から1年以内です。

○ 税額を少なく申告していたとき（修正申告）

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表（修正申告書・別表）に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告をしたり、税務署から更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、過少申告加算税又は重加算税や延滞税がかかる場合があります。

三重県産業支援センター助成金対象事業の募集について

平成25年度第1回みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金、第1回みえ農商工連携推進ファンド助成金の募集が平成25年4月15日（月）から5月17日（金）まで行われます。事業説明会が下記により実施されます。

■ みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金

「地域資源を活用するビジネス」、「地域課題を解決するビジネス」を創出するための初期必要経費を支援します。

地域資源活用型には製造業を対象に新商品・新技術開発を助成する「ものづくり部門」があります。

助成限度額 地域資源活用型（ものづくり部門含む）：400万円 助成率 2/3以内

地域課題解決型：200万円 助成率 2/3以内

■ みえ農商工連携推進ファンド助成金

中小企業者と農林漁業者が連携してお互いの経営資源を活用した取り組みを資金面から支援します。

助成限度額 一般型：400万円 助成率 2/3以内

産学官共同開発型：500万円 助成率 2/3以内

ファンド事業説明会 日時：4月19日（金）13:30～

場所：伊賀市商工会館 2階研修室（伊賀市下柘植723-1）

お問い合わせ・お申し込み：三重県産業支援センター 地域産業創造課（担当：中山）

Tel 059-228-3585 Fax 059-228-3800



リーガルサポートシステム（企業法務専門支援員制度）のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談（事業以外の相談も可）まで、気軽にご利用ください。相談日は、毎月第1金曜日です。（平成24年4月から平成25年2月までで26件の相談がありました。）

次回相談予定日 平成25年4月5日（金） 午前10時～午後4時

■ ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所までお申し込みください。

編集・発行：伊賀市商工会 / 所在地：伊賀市下柘植723-1

TEL 0595(45)2210 FAX 0595(45)5307

記帳継続指導事業所募集のお知らせ

事業所得を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。青色申告って何？ 帳簿はどうつけたらよいの？ 複式簿記って何？ など、初めて青色申告を始められる方の疑問に専門指導員(委嘱税理士)と本会担当職員が、日々の記帳から青色決算・所得税確定申告まで親切にお答えいたします。また、経理ソフトを使ったパソコンによる記帳もお手伝いしています。お気軽に最寄りの支所担当職員までご相談ください。



小規模企業共済制度のご案内

「小規模企業共済制度」とは小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば経営者の退職金制度といえるものです。

◆掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

◆無理のない掛金

掛金月額は1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できます。また、払込方法も、月払い、半年払い、年払いから選択できます。

◆受取り時にも税制面での特典

共済金は廃業時・退職時に受取れます。共済金の受取りは、一括、分割(10年・15年)、一括と分割の併用から選択できます。一括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

◆契約者貸付制度

契約者は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付が受けられます。(担保・保証人不要)

※ 従業員の退職金制度については、「中小企業退職金共済制度」があります。

お申し込み・お問い合わせは、商工会本所または最寄りの支所までご連絡ください。

● 経営革新計画の承認を取得しませんか ●

経営革新とは新たな高付加価値商品やサービスの提供、ITを活用した生産方式など市場での優位性を目指す取り組みです。個々の事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式の活用も可能ですが、同一地域における同業他社等に相当程度普及している場合は対象外となります。

経営革新計画の承認を取得すると様々な優遇措置等を受ける事ができます。新しい技術やアイデアをお持ちでしたら商工会にご相談ください。経営革新計画の作成から提出まで承認に向け専門家派遣等で全面的に支援させていただきます。

《経営革新計画の事例》

- ・地域素材を活かした商品開発により居酒屋から食品加工への進出(飲食店)
- ・小型移動美容車輛を利用した介護高齢者への出張サービス(美容業)
- ・CD・DVDのリサイクル粉碎チップの製造(プラスチック製素材製造)
- ・着物帯を額物に飾る新しいインテリアの開発と製造(機械設計業)

《優遇措置等》

- ・日本政策金融公庫からの低利融資
- ・三重県信用保証協会の設備資金・運転資金の保証
- ・高度化融資制度(4社以上のグループが行う経営革新事業)
- ・機械設備導入による税額控除または特別償却
- ・中小企業育成(株)、ベンチャーファンドからの投資
- ・特許料等の減免措置



次回の 会員一斉訪問実施予定日は 4月16日(火) です



当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。16日にお伺いきない場合は19日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所(☎45-2210)までお願いいたします。

《貸付金利の状況》

(平成25年3月1日現在)

| | | | |
|----------|------------------------|---------------|---|
| 日本政策金融公庫 | 普通貸付 | 2.05% | → |
| | 経営改善貸付(無担保・無保証人) | 1.65% | → |
| 三重県融資制度 | 小規模事業資金(第三者保証不要・別途保証料) | 1.75% | → |
| 商工貯蓄共済制度 | 一般(保証料不要) | 1.675%~2.075% | → |
| | 保証協会保証付(別途保証料) | 1.55% | → |